

時事新報

毎事新報は全國中紙面の最も廣き新聞紙なり

時事新報には毎號詳細なる商況物價の報告あり

私權の安否

き事實にして一方には商業工業發達して社會の繁昌を見る其反對に一方には商工業甚だ振はずして殺風景を呈する所以の畢竟の事實の結果外ならず文明社會に法律を重んじ又警察を嚴にして人民の私權を保護するに専らなるの理由を知る可し我國封建時代の有様を見るに專制の政略、巧に人心を籠絡して一國の治安を維持し一般に不平を感じしめざりしと雖も私權保護の一點に至りては頗る不行居にして社會の發達を妨が時として商人に御用金を課したるが如きは極端たるふと少なからず士族が切捨御免の權利を濫用して「假令ひ確有の場合にても無辜の人民を殺害し又政府の所在地なる江戸の市中に於てさへも法律の保護不能として姑く獨占社會一般の情態を如何と云ふに中央政府にして私權に安全を欠き爲めに迷惑を蒙りたるふと少なからず例へば良家の子女が一人にて外出するふともあれば路上に徘徊する無類漢は種々の惡口雜言を放て之を辱かしめ或は泥濘を飛して衣服を汚すなどの亂暴さへ醉客の常として特に禁ずるものなきが故に又織賣な呪縛する一種の破落戶あり公然商家の店頭に購入して金錢の強談を逞うし若しも與へるときは種は屈強の男子を伴ふて身邊を保護せしむるの必要あり行國にして私權を伴ふて身體を保護せしむるの必要ありの亂暴を働き營業を妨らるゝも之を訴ふるに處なきよう反對には是等の輩に賄して營業の安全を謀るの常なり王政維新、明治の社會と爲りては各種の法律も編み整理の仕組も整ふて人民の私權を保護するの用意は封建時代と同日の談に非ず社會の弊習大に改まりたるが如くなれども我輩の所見を以てすれば尚ほ遺憾の點なきに非ず數年前或人が英京倫敦に在りしどと年頃の令嬢が幾十哩を距る田舎の地方より一戸車に乗り首府に往復するを見て流石に英國は文明國なりとて感嘆したりとの歎あり今東京は舊の江戸に非ず子女が豪華者を作らずして外出するも途中に無禮を加へらるゝが如き危險は跡を絶ちたりと雖も一たび都門の外に踏出し年頃の娘が一人にて幾十里の路を旅して果して安心なりや否やとあれば遺憾ながら尚ほ未だしと云はざるを得ず又彼の織賣などの騒動は近頃沙汰を専められ甚る其代りに壯士と名くる一組の娘を生じて娘も由道もなき他人の家に引れて金錢の問題を試みるは毎度の事なり或は其難の如き多くするのみにして綴賣の形を變へたる者にて外ならず又は畜生の如きされたるものにて多少は文字を解するの力もあれば貧富平均なる云々如何か一定の主義にてもあるやと云ふに其所行を見れば單に錢を換むを目的とするのみにして綴賣の形を變へたる者にて外ならず又大阪の市中を化ては今日と雖も白日闇天に掏兒の横

行するもの少なからず婦人女子の聲が街^{まち}上^{うへ}にて羅^{らん}と^お

舊曆乙未九月廿二日（己未）
日出午後六時十分
月入午前四時三十九分
月出午前九時十九分
入午前十一時二十七分
午前八時五十分
潮滿前節八時五十分
（西曆一千八百九十五年）

吾を聞き稱や不審の思ひを爲したれども格別氣にも留めず其體に遇ごしたるが是れぞ金宏集自身をして其枝葉を絶たゞしめんとする閔后の醜態なりしほば後にぞ思ひ合はされたり开は兎も角も閔后の此の策は金宏集の翻かざるに據りて遂に行はれさりしかば今は餘儀なくも其方針を變ぜざるべからざることなれり而して一

同地より水路

京城十月二十七日

京城十月二十七日
小原生一報

しも其内定せら所なりと云ふを聞くに先づ安氏と度支
相は轉せしめ其發任を轉玉窓に又沈相薰を内相に轉せ
しめ閔泳暉を一先づ宮内省に入れて大臣となし更に閔
后的最も忌憚せる訓練隊を日本公使の力に據りて解散
せしめ且其罪を金宏集に歸し之に幾多の罪案を加
味して内閣を破壊し今吉濬は義州に
赴任する途次京城と去る四
里に在る高陽郡の山坂に刺
客として暗殺せしめ尙ほ金
宏集氏の一派十七名(或は
四十餘名とも云ふ)と悉く
暗殺し而して閔泳暉を總理大臣に推して内閣を

組織せしむんとする豫定にて関沢駿は既に東小門外迄來りて其時機を待てり更に安政署と我公使館に派して関沢駿を宮内府大臣としては如何と儀式的相談を爲さしめ其翌日再び來りて調査隊兵士の累状を訴へ且つ之を解隊するみをに決したれば願くは貴國士官に據りて秋森せられたる調査隊を貴公使の力に據りて解隊せられだし云々との依頼を爲したるに我公使は大に叱責したりと云ふ是れぞ今回政變の起りたる發端にして又其真相なりと云ふ

京城特報

京城特報

に閔后的傍らに侍坐して圓基將基等の對手を命ぜらる
しもどしはなれり後に聞けば政變前に於ける閔后的計
畫皆柳某の參與せしものなりとぞ
抑も閔后的計畫は金宏集内閣を破壊して閔骏駿内閣を
組織せんとの意なるも參謀高き金宏集等を故なく免職し
するふとの不得策なるを看破し時機を待つて擧舉し名
を正して之を遷斥せんとせり而してその間に充份なる
準備を爲し先づ其機運より薦進し御めんとしたり此の
時に際し宮内府鷹狩奉勅旨は平常筋及びもとある乞金
安樂の處に兩三度來り難談を爲したる末、暗室内閣調
の小更迭を試みては如何との主旨を諭して去る其後警
務使李允用吳灝に金宏集に遷すを接拶を述べた
る末遇日李宮内協辨が貴邸を訪ひたるや否やを質し且
つ李總督と同様の主旨を諭して分袂す金宏集は是等の

京特報　京城十一月二十八日　小原生報
奉露使權洪等の探偵者
權東壽、洪鍾宇等の徒が奉露使と稱し露領に入りたる
ふどは屢々記載せしが果して何人の密旨を承けて出發
したるや今尙は判然せずそもそも彼等の出發せし時は丁度
朴敬淳氏の執権となりしを以て或は朴氏の密使なりと
云ひ或は閔后の命を承けたりと解し或は金宏集、魚
允中、金允植氏等の指図に依るとのなりとも傳ふ而し
て閔后は常に之を以て金鳳等の策劃せしものゝ如くに
云ひなせり茲に於てか朝鮮政府に於ては韓奎陽、韓基
仲の兩氏を密に派して權、洪等の舉動を探らしめ且つ
朝鮮政府より漏洩したものにあらざる旨を辨明せんと
欲し兩氏は先々月京城を發して南路風雲道明川と向ひ